

## 午後の部<パネルディスカッション>

編集 勝又 幸子



### 問題提起

阿藤 午後のパネルディスカッションの前座役として、日本でどういうことが問題になっているかを披露したうえで、各国の専門家の先生に各国の事情、あるいはその地域の事情についてお話をいただければとおもいます。既に午前中の議論で国際的比較の話が相当出ており、かなりオーバーラップする部分がありますが、主としては日本の特徴および位置づけをはっきりさせることを一つの目的にお話をしたいと思います。

先進諸国の合計特殊出生率の多くは70年代にいわゆる人口置換水準、2.08を下回りました。そして北欧諸国、フランス語圏、英語圏の諸国の合計特殊出生率は80年代半ば以降にやや持ち直して2.1まではいきませんが、1.7から2.1の間になっています。それに対してドイツ語圏の出生率は70年代半ば以降に低下してその後低水準のまままで推移しているのが全般的な状況です。オランダは最近少し持ち直しております。(図1)

それから南欧諸国です。出生率の低下はやや遅れて80年代に置換水準を下回ったのですが、その

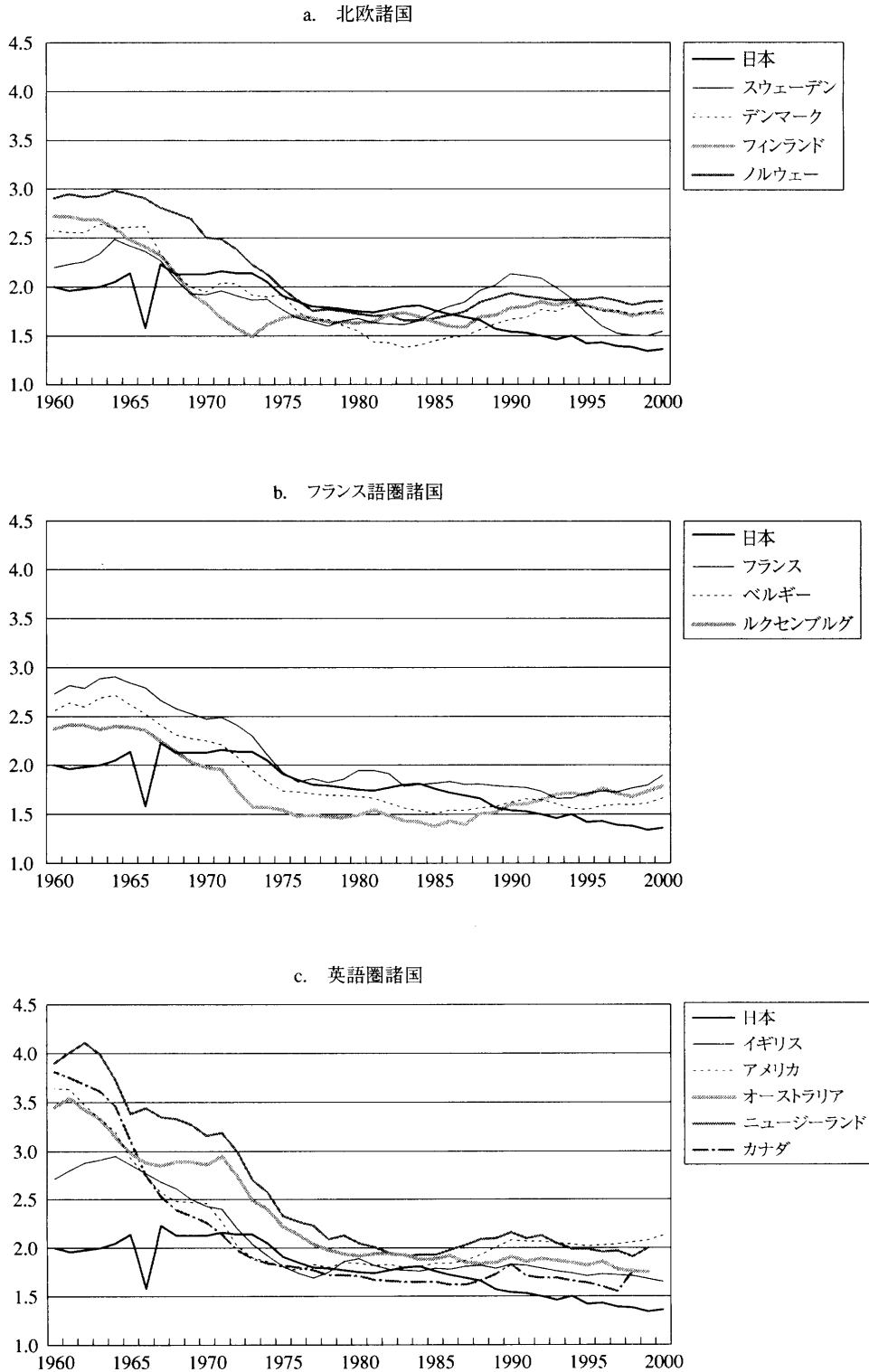


図1 特殊合計出生率の推移

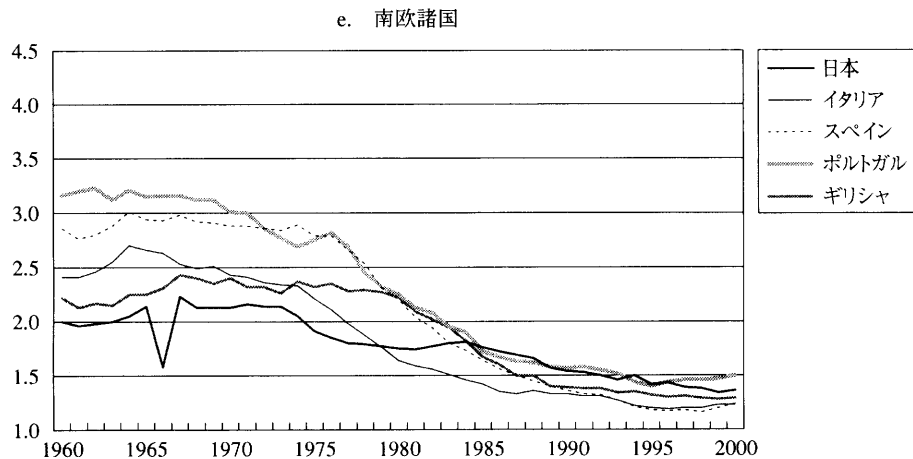
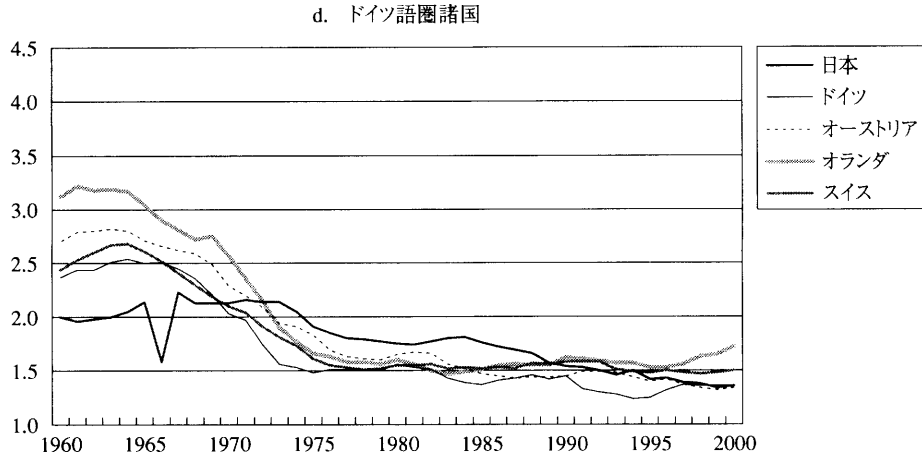


図1 特殊合計出生率の推移(つづき)

後下がり続けて、現在先進国の中で最も低水準のグループにあるという状況です。その中で80年代半ば以降については、日本の出生率の動向というのはドイツ語圏、あるいは南欧諸国とよく似ているという状況にあるわけです。

70年代半ば以降の出生率の低下、これを日本では少子化と呼んでいます、それがどういう人口学的なメカニズムで起こったかということです。この点で先進国の理由は共通しており、出産の高年齢への先送り、先延ばし、などによって起こっていると考えられています。午前中ゴリーニ先生からグ

ラフが示されたと思いますが。要は全体に出産が20代から30代へと先送りされていることによって起こっております。日本の例ですが、女性の20代および30代前半の未婚率が大きく上がっていることにはあらわれています。さらには結婚した人の初婚年齢がどの国でも大変上がっています。そして出産年齢もほぼ30年間上がり続けています。(図2)

ただ、現在先ほど出ましたようないわゆる高出生率グループと低出生率グループを比較してみますと、高出生率グループのほうは30代での出生率の上昇、よく人口学のほうでキャッチアップと言いま

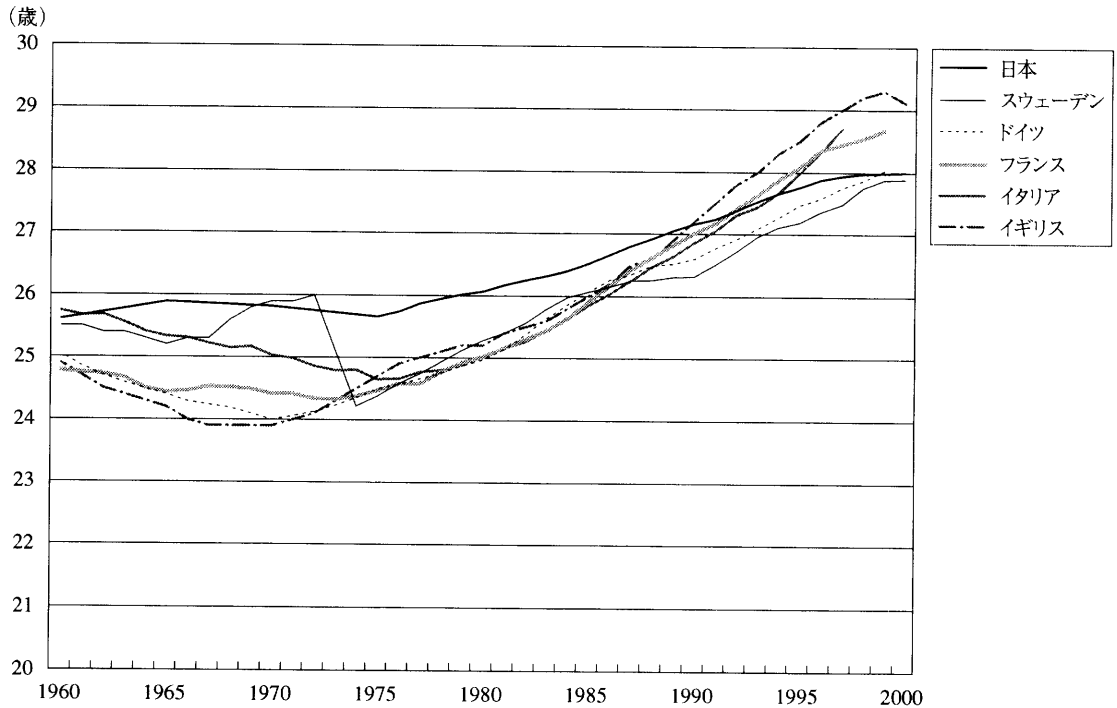


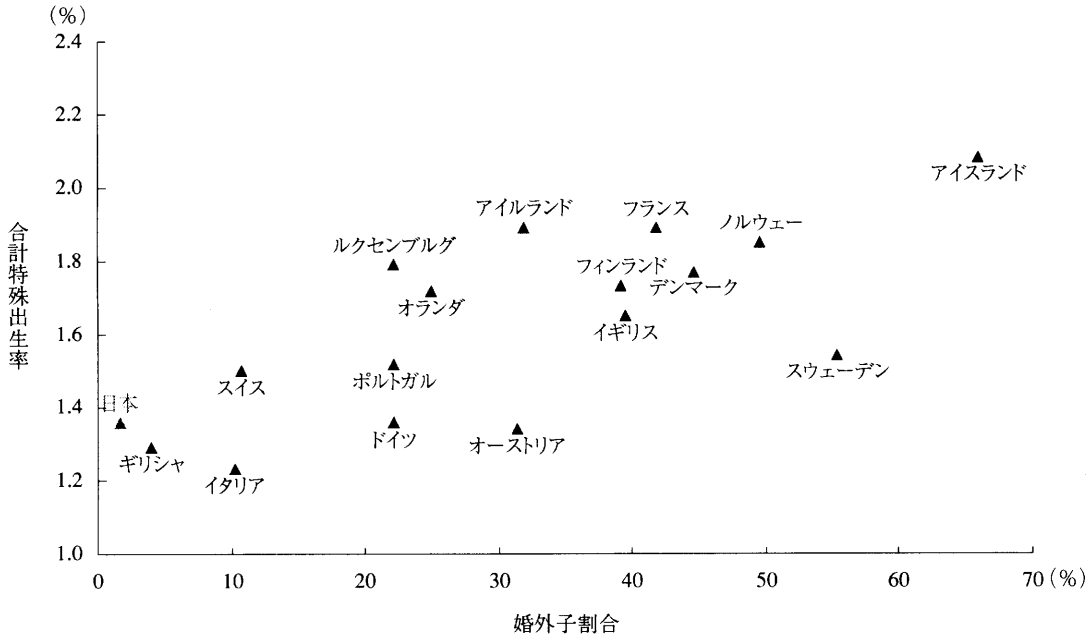
図2 各国の第1子出産平均年齢の推移

すが、この30代での出生率の上昇が顕著に起こったということで全体の出生率が80年代から比較的持ち直しているのですが、日本を含む低出生率国のグループでは、そのキャッチアップ現象が大変弱いにもかかわらず、20代の出産が減り続けています。これによってあえて言えば超低出生率グループが存在するということになるわけです。

ただ、人口学的メカニズムの中で、2つのグループの間で違う現象がもう1つあります。それは高出生率国グループでは、この間に同棲婚外子の傾向が大変広がって、いわば晩婚、晩産の先送り現象を緩和したという側面があるわけです。それに対して低出生率国のグループでは、特に日本ならびに南欧諸国では、同棲婚外子がほとんど広がらなかったということがあります。これはよく出されるグラフ(図3)ですけれども、先進諸国の中で比較してみますと、婚外子割合が高い国ほど合計特殊出生率が高いという傾向が大変顕著であります。日本と

南欧諸国における婚外子比率の低さというものは何を意味するかというと、あえて言えば伝統的家族規範の強さ、別の言い方をすれば恐らくライフスタイル選択の自由度の低さを反映したものであらうと思われま。

そういった未婚化、晩婚化、晩産化、少子化、あるいは国によっては同棲婚外子の増大の背景にはどういったことがあったのか。これも既に午前中に触れていましたが、先進諸国に共通する背景の1つは何といたっても女性の社会進出に伴う仕事と家庭(家庭といっても家事、育児、介護を含むものですが)、の両立の難しさが増したということであらうと思います。先進諸国においては、60年代以降女性の高学歴化が続いてきましたが、特に90年代、その傾向が大変顕著になっております。言うまでもなく高学歴化というのは、賃金ポテンシャルの上昇をもたらします。そして同じく先進諸国においては70年代以降子どもを産む年齢、再生産年齢期間の女



資料：Council of Europe, Recent Developments in the Member States of the Council of Europe, 2001.

図3 先進諸国における婚外子割合と出生率(2000年)

性の労働力率が上昇を続けてまいりました。この女性の就業機会の拡大というのはよく言われるように育児の機会費用(オポチュニティ・コスト)というものを高めたと言われているわけです。ですから女性の労働力率が上がっていく国は出生率が下がる傾向が確かに1970年代に見られたわけですが、午前中にゲルダ・ネイヤー先生からお話があったように、90年代になりますと一種のパラドックスが起ってきております。これは北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国、いわゆる高出生率のグループでは女性の労働力率も出生率もともに高い傾向があり、ドイツ語圏諸国では女性の労働力率のみが高く、出生率は低い。そして日本と南欧諸国は両方とも低い。そういう傾向が見られているのです。

高出生率国グループでは、この子育ての機会費用を押し下げる何か社会的、政策的な条件が働いているのに対して、低出生率国グループでは、この子育ての機会費用の上昇を抑える社会的、政策的

条件が働いていないものと推測されます。その1つは、言うまでもなく先ほどから出ております家族政策、あるいはもっと広い意味での社会政策であります。もう1つは、この図(図4)にありますように家庭内における伝統的性別役割分業意識の強さではないかと思われま。いわゆる男は仕事、女は家庭という意識はヨーロッパ、アメリカでも1960年ごろまで大変強かったわけです。それがその後、大変大きく変わってきたと。しかし大きく変わった国と変わらない国があります。そのことが子育ての容易さ、難しさにつながっているのではないかと思います。

次に家族政策に話を移しますが、少子化そのものへの政策的関心がどの国でも同じようにあるとわれわれは思いがちです。ほかの国ではどうかといいますと、先進国の中でいわゆる出生促進的な政策目標をある程度ははっきり掲げている国はフランス、あるいはフランス語圏の幾つかの国に限られ

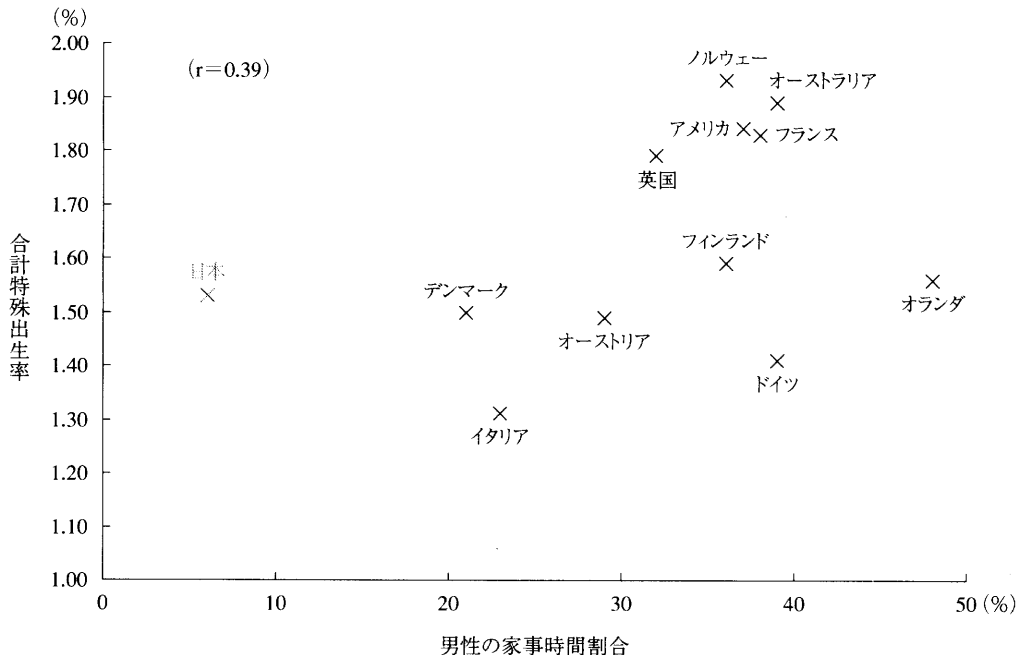


図4 先進諸国における男性の家事時間割合と出生率(1995年)

と思います。これは実際に国連のアンケートでそういう結果があらわれています。いわゆる日本や南欧諸国のように、それからドイツ語圏もそうですが、低出生率国グループでは、確かに国連のアンケートで出生率は低過ぎるという認識を持っているわけですが、出生促進的な意図は否定しております。1つはこのディスカッションでもなぜそういう出生促進的な政策目標が忌避されるのか、この理由について議論できたらいいと思っております。

具体的に子育て支援の政策では大きくって2つありまして、1つは女性の社会進出に伴う仕事と家庭の両立の難しさをどう緩和するか。つまり仕事と家庭の両立支援策であります。もう1つが子育ての経済的支援。これが大きな2つの柱になります。その両立支援のほうをさらに2つに分けますと、1つは、これも先ほどだいぶ議論がありましたように、出産・育児休業制度であります。これについてはゲルダ・ネイヤーさんのお話があったので、図表のほうは省きます。いわゆる出産休暇の長さ、その所

得保障、手当というのは各国間でそれほど大きな差はないと言うことができます。それに対して育児休業制度のほうは、時代的には70年代以降に発達したという背景もあるのかもしれませんが、制度、休業期間、それから手当の手厚さという点で国による大きな違いがあります。

北欧諸国は所得保障型、賃金の何パーセントを保障するという形です。フランス語圏、ドイツ語圏では一般的に一律手当型、そして南欧、英語圏諸国は保障がない、無保障型の傾向があります。ただし日本とイタリアは所得保障型であります。それから休業期間が3カ月から3年間と大変多様です。一般的に一律手当型の国は3年間ぐらいです。所得保障型は大体1年前後という傾向があります。それから休業中の給付は、週単位に直して支給総額が給与前賃金の何週間分に相当するかをあらわす完全保障期間で測っています。その完全保障期間の長さを調べてみますと、これは第3子以上ですが、北欧諸国とフランスでは40週間を超えるのですが、

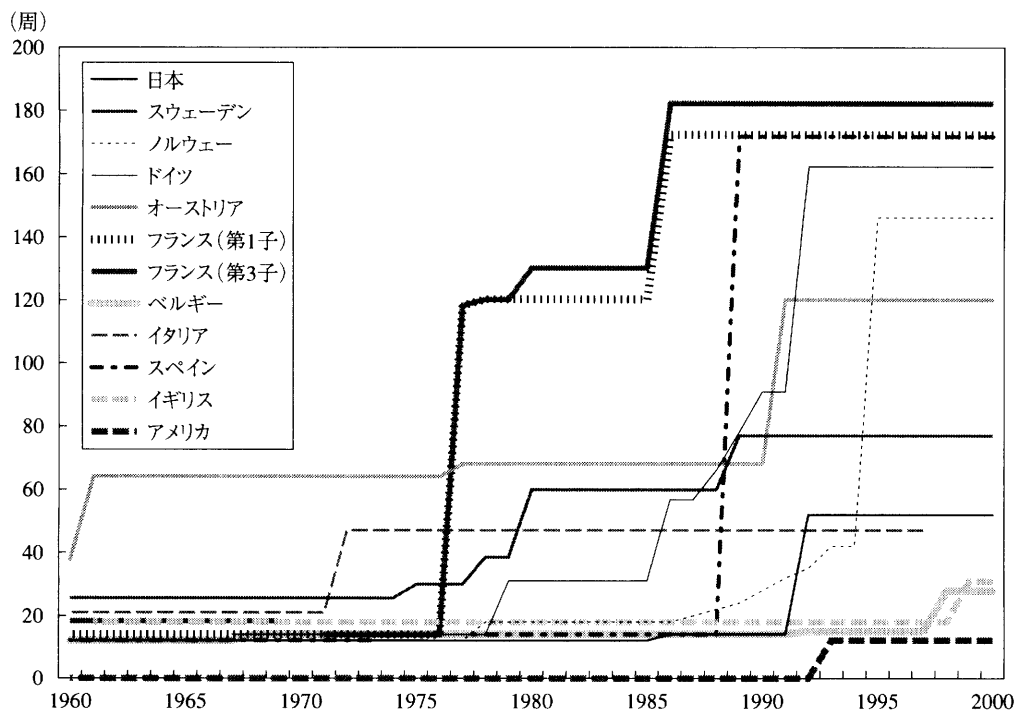


図5 育児休業期間(最長) 週換算

日本も含めて他の国々は20週間前後が一般的であります。詳しい図はお手元にご覧いただけますので、後で見ておいてください。

もう一つの保育サービスですが、保育施設入所率というのは3歳以上～6歳未満についてはほとんどの国が70%以上と差がそれほどありません。ただし日本は50%程度で、低水準にある傾向が見られます。それに対して3歳未満児の保育施設入所率というのは、先進国の間で0%から60%と、大変大きな差があります。これも北欧諸国とフランス語圏諸国では高く、ドイツ語圏諸国、あるいは南欧諸国で低い、そういう傾向が見られます。この点で日本は20%程度で中間的となっています。3歳未満児の保育施設入所率と出生率の間には幾分か正の相関があって、保育所入所率が高い国ほど出生率が高い傾向が大まかなながら見られます。それに対して以上～6歳児についてはそのような傾向は見られません。

両立政策の中で忘れてはならないことに、北欧諸国を中心として男性の育児へのかかわりを高める目的で出産時に1、2週間のいわゆる父親休暇が義務づけられており、法定育児休業の中ではほぼ1か月間(4週間)を男性に限るという、日本ではパパクォーターと呼んでいます男性だけがその権利があるという制度を導入しています。それがあるのはスウェーデン、ノルウェーですが、男性の育児への関わりを高める努力が一方であるのです。

結論的に言うと仕事と家庭の両立支援策というのは、全体としてまず北欧諸国で手厚く、次いでフランス語圏諸国が続く、そして日本を含めて他の諸国は両グループに比べて低水準であると言えるのではないかと思います。

2番目の家族政策の大きな柱は、育児の経済的支援策であります。これも図表は省きますが、まず児童手当制度につきましては、欧州諸国の児童手当制度には支給率、適応年齢について大まかに言

えばそれほど大きな差は見られない。歴史的変化も小さいという傾向があります。しかし中で一部英語圏諸国と日本の水準は大変低いということが言えそうであります。それから所得税における控除というものがありまして、先ほど申しました一部英語圏諸国と日本はむしろ税制における控除が経済的支援の中心になっている傾向があります。

経済的支援全体としては、これはフランス語圏諸国が最も手厚く、そして北欧諸国、ドイツ語圏諸国がそれに続き、南欧、英語圏が最も低水準です。日本は先進國中、低水準のグループに属するのではないかと判断できます。

家族政策全体としてあえて大まかに結論を言うとしたら、北欧諸国とフランス語圏諸国は仕事と家庭の両立支援と育児の経済的支援の双方において最も手厚い政策を行っていると思われます。問題は両グループの高出生率というものがこういった家族政策の手厚さによるものなのかどうか、この辺はひとつ議論の焦点になろうかと思えます。逆に日本と南欧諸国、それにドイツ語圏諸国は全体として家族政策が弱い。これらの国グループの低出生率というものはこのような家族政策の弱さによるものなのかどうか。あるいはほかの理由なのか、これもまた議論の焦点であろうと思えます。

もう1つ逆説的な話でありますけれども、英語圏の諸国は全体として家族政策が最も弱いわけです。それにもかかわらず出生率が最も高いグループにある。一体それはなぜなのかということも議論する余地があると思えます。

そういう出生率の動向、その背景、そして家族政策の現況、そこにおける日本の位置というものを知ったうえで、このパネルディスカッションでどう議論をしていただきたいかということも10項目ほどにまとめております。これは既にお手元のパンフレットに書いてございます。

## 午後の部 パネルディスカッション 第1部

司会(勝又) 討論のポイントの1で、先進諸国において、合計特殊出生率が人口置換水準以下に低下したままの状態が続いている人口学的、社会経済的理由は何か。この問題、超低出生率の問題に頭を痛めているといえますか、先ほどご紹介がありました南欧の国の1つでございますスペインからどのようにお考えになりますでしょうか。

アナ・カブレ(スペイン) 何が理由でこれだけ根源的な出生率、また家族そのものの変化がもたらされたのか、なかなか理由は難しいですけれども、私の国スペインにおいてはこの変化というのは過去25年間生活のあらゆる側面において見られた劇的な変化と関連があると思われま。政治の分野においても大転換がありましたし、また国の歴史始まって以来初めてという過去25年間民主主義が貫かれてきたという状況がありました。その間、法律の改定もあり、あらゆる分野における女性の平等な権利、それから18歳で成人するというですけれども、18歳未満の青少年の権利が確立されました。

また国際的な分野との関連でも、スペインは1986年にEUに加盟したことをきっかけに、生活のあり方が大きく変わってしまいました。70年代スペインにおいては景気の低迷が続き高失業率でした。労働人口の25%近い人が失業していた深刻な状況も、その間ありましたがその後大きく変わりました。

女性の置かれている状況も機会均等あるいは平等な権利という観点からだけではなく、労働参加率、労働力率の上昇という観点からも大きく様変わりをしたわけです。さらに教育という観点からもスペイン女性は男性よりも高等教育の履修率が高くなりましたし、大学入学者についても欧州平均よりもスペインの女性の大学入学率は高いという状況になっております。これだけ劇的にあらゆる事柄が変わって、その結果家族も、また社会における男性、女性の果たす役割も大きく変わってきたわけです。



いわば家族モデルの転換期でした。

男性が稼ぎ手であって、女性が家事をやっている、相互補完的な役割モデルだったものが、まだ完全な意味で平等、対等ではありませんけれども、それに近づいてきたという状況があります。またこの転換期には非常に先行き不透明感、不確実性というものが拡大をしたこと一方、将来が不確定であるから、家族生活にかかわるありとあらゆる意思決定が先延ばしされるという側面もあったと思います。特に南欧においては将来の不安があると思いますし、完結出生率にも影響が出てきました。これは一過性と思いますが、幾つかの原因でかつてと比べると出生率が非常に低い状況が続くだろうと思っています。

**勝又** 低出生率ということで申しますと、私もマスコミなどで聞いております話ではデンマークはある意味では低出生率をいろいろな形で克服した国と理解しております。デンマークは低出生率を克服した国ではありますけれども、これまでさまざまな形で努力してやっと克服したと理解しておりますが、克服した国のデンマークにお住まいのクヌズセン先生から見まして、この合計特殊出生率が人口置換水準以下に低下したままの状態が続いて人口学的、社会経済学的理由というのを、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

**クヌズセン(デンマーク)** はい、ありがとうございます。先ほどお話がありましたとおり、デンマークは極端に低い出生率の国とは考えていません。つまり、ゴリーニ先生がおっしゃったような意味で、超低出生率国ではもはやなくなったわけです。カブレさんがいらっしゃるスペインにおいてもいろいろな措置がとられていますが、それらをさらにずっと早くからスタートしたという状況ではないでしょうか。また、変化に関しても早く起きたと言えます。例えば女性の労働力率も早くから高まり、高学歴化もどんどん進みました。そして女性が、例えば子育てにおいても仕事においても、労働市場でも機

会均等が実現されていた。したがって、家族の中においても平等になっていたと言えると思います。

デンマークは北欧の一国という意味で、文化的に、また、政策措置ということで、家族政策に関する考え方も共通した伝統的なものがあったと思います。こどもに対する政策ということに関しての考え方も、社会連帯的なものがありました。

出生率という観点から、いわゆるキャッチアップを果たすことができたのは、例えば70年代、出産、子育てを先延ばしにしていた人たちが、こどもは持ちたいと思ってはいたのだけれども、本当にもう少し待ちたいと思っていた人たちであったということが明らかになりました。50年代のコーホートと、それよりも少し前に生まれたコーホートを比べると、50年代のコーホートのほうが出生率は低くなっています。

デンマークにおいて、家族は共稼ぎというのが基本であると考え方が完全に変わりました。したがって、男女ともに成人期間は、労働市場に参加しているのが普通であるということ。たまたま自分は女性で、労働市場に参加をしていて、そしてその次に家族を持つ母親であるという、そういう順番認識になってきています。

ですから、労働しながらも家族を持つことができる、それをどう支援したらいいのかという支援策についての考え方になります。仕事と、それから家族の両立を支援するというのが考え方の中心になっています。

**勝又** 2番目の質問です。少子化(と長寿化)が続いた結果、日本を含めてほとんどの先進国で、将来、従来の予想を超えた高齢化が進むと見通されています。高齢化の見通しとその帰結についての国民的関心はいかかなのでしょうか。

**クヌズセン** これは、低出生率とは全然関係ないことだと思われていると思います。つまり高齢化と少子化というのは別々に考えられています。議論も別々にされているということです。高齢化は、主

に経済的な議論というふう考えられています。60年代のコーホートは非常に人口が多くて、68年も同様にずっと非常に甘やかされて育った人たちが今度は年金生活者になったときに、社会の経済的負担は非常に大きくなると言われています。そういう意味で高齢化は社会の健全性をどう保つかという観点から議論されています。

出生率の傾向と、それから高齢化ということをつなげて論じる人がいないわけではありませんが、まれですし、高齢化というのは経済の問題であると考えられています。

それから労働力不足が大きな議論で、これは低出生率、少子化と関係があると議論されています。移民を増やすことで労働力不足を解決することに関しては、国民の反対意見が多いので、低出生率の関連で議論されています。

勝又 最近、少子高齢化の言葉で議論されることが、私どもの周りでは多いのです。それは子どもが減っていくと、今まで考えていた以上に高齢化が早く進むのではないかと、早く進んだ場合は、どうそれに対応していったらいいのかという、不安をおおっているわけです。ほかの国で、少子化と高齢化というのを非常に近づけた形で議論されるような国があるかどうか。もしあったら、どういう議論がそこにあるのでしょうか。

ブラウ(アメリカ) アメリカ合衆国では、答えはノーなのです。つまり、デンマークと同じように、この2つの問題は全く別個の別々の問題というふうにとらえられています。

高齢化問題というのは、言ってみれば実りのない共和党と民主党のあいだの不毛な議論であるというふう考えられています。民主党の場合には社会保障(年金)を民営化したいということが背景にあって、しかし、それはそれなりに代価を伴うだろうと。一方、民主党の場合は、現行制度を全くそのまま継続したい。しかし、それをやっていくことにもまたコストが伴う。賦課方式になっていますの

で、高齢化が進むにしたがってより多くの退職者を、より少ない数の労働者が支えなければならないという状況になるということです。

デンマークと同じように、しかしながら、少子化と高齢化というのを一緒につなげた議論は行われていません。

ルタブリエ(フランス) フランスの場合なのですけれども、アメリカとは対称的と言ってもいいと思います。つまり、高齢化問題と少子化問題は一緒の問題ということで、つなげて議論されています。ただし、強調されているのは主に経済的な議論です。高齢化、それから人口減少、これが経済に与える影響ということで、とりわけ年金債務問題が大きく議論されています。労働人口を増やさなければいけない、また、雇用も促進しなければいけないという、方向になってきているわけで、この2つの問題に関しては、そちらの方向への解決策の模索が続いています。少子化問題というのは、家族政策分野において議論されることが多いと思います。

勝又 日本では、少子化問題への政策対応を考える際、出生率上昇を目指すのではなく、子育て環境の改善を目指すべきとの意見が支配的です。国民の間における出生促進政策(あるいは一般的に人口政策)への反応はどのようなものでしょうか?

カブレ スペインにおいては、家族政策とかあるいは人口政策とか、過去25年間、はっきりとそういった形で打ち出されたものは全くありません。唯一の人口政策というのはフランコ政権下の頃のものだけで、したがって一般の人々もそういうものが出されてもよく検討もせず、また受け入れもしないと思います。ここまで低い出生率というのは危険であるという警鐘を鳴らす人たちがいましたけれども、これは高齢化の問題、それから年金の問題から言われただけで、政府側からの警鐘ではありませんでした。むしろ銀行、保険というようなもの、つまり民間保険を売り返もうとする人たちが力を入れて

言っていたと思います。現在、政府は、制度改革を十分に時間をかけて行えば、年金問題は解決できると表明しています。したがって、たしかに低出生率だったのですけれども、その間それを直そうというような政策は出てきませんでした。その後、大幅ではありませんけれども出生率が若干回復し、傾向として変わったということで、しかしその間に家族を支援するためのいろいろな措置を行うべきであるという意見が国民のあいだから出てきました。これも家族政策とか人口政策という国が行うことではなくて、一般の支援策ということです。

来年(2003年)には、地方、国、あらゆるレベルにおける選挙が予定されています。そして政党のキャンペーン活動では、家族関連を中心としたいろいろなキャンペーンを打っています。例えば保育所の増設とか、いろいろなものが公約として出されているわけです。今さまざまな公約が、家族関連のものがキャンペーンから出されているのですけれども、政府はこういうような国民からの、何かをして家族を支援してほしいというこの要求に対応しなければならなくなってきています。少なくとも政治家はそれを敏感にかぎとって公約にしていますし、耳は傾けているという姿勢を示しているということです。

勝又 フランスにおいてはどのようなのでしょうか。出生促進政策なのか、それとも子育て環境の改善のほうを優先するべきなのかと、そのような議論はあるのでしょうか。

ルタブリエ フランスは、おっしゃるとおり非常に出生促進型の政策をとってきました。現在でも、そういう部分がたくさん政策の中にあります。例えば、家族手当、きょう午前中のご講演の中でもありましたとおり、第2子以降、家族手当は非常に手厚くなっていますし、それから第3子以降になるとさらに手厚くなると。これは、大家族を優遇する、保護するという方向になっていると思います。現時点において国民は、明示的な出生促進政策というのはあまり望んでおらず、育児、保育、そしてそれに

対する支援策を望んでいると思います。それはまさに今、政府が数年来やってきた方法でもあると思います。

勝又 人々のニーズというものが政策を変えてきているということなのでしょうか。

ルタブリエ そうです。人々の要求が変わってきています。なぜかという、政策を導入する文脈が変わってきているからだと思います。

女性が労働市場にどんどん参加をする、進出をするというそのこと自体が非常に社会に受け入れられるようになりました。また、国家の家族に対する介入が正当性を持ってきたわけですがけれども、人々の要求というのは、むしろ保育の支援ということと仕事と家庭の両立支援となっていると思います。この点に関しては、広い領域で大変に議論になっていますし、新聞紙上や労働組合、それから財界、また政治の分野でも盛んに議論されているテーマです。

勝又 もともと家族政策を進めている、そういう国では、出生促進政策に対する国民の反応はどういうものがあるのでしょうか。

クヌズセン おっしゃるとおりだと思います。つまり、あまり積極的に、そういった出生促進策に対して国民は反応をしないだろうと思います。自分の人生は自分で決められるべきである、いつ家族を持ち、いつ子どもを産みたいかというのは、個人が決める権利があるのだという考え方です。フランスがだんだん最近そうやってきたということですがけれども、フランスとは違いまして例えばスウェーデンでは昔から仕事と家庭の両立支援がありました。そして、この両立支援というのが、また家族政策の一番中心的な問題になり続けていて、どうすれば家族生活をよりいいものにできるかが議論の焦点でした。

家族を持っている人たちがみな楽しい、すばらしい子どもを持って幸せだ、しかしながら自分がやりたいこともやる時間を持っているという状況がで

できれば、間接的にほかの人たちもやはり子どもを持ちたいともっと思うようになるだろうという、そういう政策です。そういうような形で、北欧諸国においては政策措置がとられてきました。

幼い子どもを持っている家族でも、例えば配偶者のきずなを保ちながらいろいろなことができるということが可能になる社会です。子どもを持ちなさいと国民に言うのではなくて、一緒に子どもと暮らせるように、暮らしやすいように支援していくということが中心です。

勝又 家族支援にはさまざまな方法があるというご紹介が先ほど阿藤所長からもあったのですが、大きく分けて2つ、考えてみたいと思います。少子化対策(あるいは子育て支援策)としては、「子育ての経済的支援」と「仕事と家庭の両立支援」が2つの大きな柱と考えられますが、その重要度に違いはあるでしょうか。デンマークにおきましては経済的な支援と、家庭と仕事の両立支援というの、どちらが重要か、どちらが効果的なのかということなのかもしれないのですけれども考えられているでしょうか。

クヌズセン もちろんこういった領域それぞれに関する議論はありましたし、給付、手当に関しても、どうすべきかということも話されています。また、どういったことを行えば、家庭と仕事の両立が可能かということも言われているわけですが、ただ、どちらをとっておくのか、どちらを優先すべきかということは議論されていません。

というのは、これは両方必要であると言われていたのと、それから、ご存じかと思いますが、先ほどの阿藤所長の報告にもありましたように、デンマークでの手当というのは年齢が低い子どものほうが育児のためのお金が必要だからという理由で手当が厚くなっています。保育というと、これは公的なサービスが与えられており、親はある一定の割合を負担すればいいのです。そうなりますと、小さな子どもを持つ夫婦は若年齢だということもあ

りますので子育ての経済的な支援が公的に得られています。

ただ、この経済的支援か育児支援かは両方をあわせて考えるべきではないでしょうか。かつてデンマークにおける育児の手当というのは、所得税控除、税制優遇措置の形をとっておりました。ところが、本当の意味で家族支援になっていないと批判があり、一部の政治家が、むしろ実際に手当を出したほうが、家族支援が目に見えて分かるからいいという意見を出してきたわけです。こういう手当を受けると、実際子どものために使うお金ということととっておくことができる、留保できるということになります。

ただ、どちらが重要かということは言えないと思います。こういった2つの政策というのは、2つ組み合わせられるべきだと思います。

勝又 フランスは、先ほどの説明にありましたように非常に恵まれた、手厚い児童手当を持っている国だと私たちは承知しているのですが、その中で、先ほどルタブリエさんのお話がありましたように、家族の、仕事と家庭の両立支援ということも、それから女の人が働くことが普通になってきて、そういう中で必要が出てきて、人々から要求が出てきているので、両立支援を行ってきているというお話だったのですが、現在の日本のような財政状況が非常に逼迫している状況にかんがみますと一方を増やせば一方を減らすというような議論はありませんか。日本の場合どちらも大切だということが分かっているながらも、一方に十分な給付を与えながら、またほかのところに新しい給付を生み出していくということは、なかなか財政当局として難しいといわれますと、どちらかにシフトするというような議論になってしまうのです。フランスにおいては児童手当と両立支援というものを調整していこうというような議論はないのでしょうか。

ルタブリエ 実際には、議論はありません。この両方政策のあいだで、どのように調整していくかと

というような議論はありません。というのは、フランスの場合は、一般的にこの家族手当というのが非常に手厚いということと、政策課題ということで、常に優先事項に挙げられているからです。ですから、両方とも大きな柱として重視されています。政府としては、どちらかを選ぶということはありません。

ただ、どちらを強調するか。70年代以降、子育てのための手当というのは継続的に増額されており、家族手当は相対的に減少しております。全体的な予算を見ますと、このあいだでの再分配ということになるわけですが、それ以降、児童手当は減額にはなっておりません。ただ、家族手当予算では、むしろ直接的な給付は減額になっていて、そして子育てのための経済的な支援予算ということでは、増額になっています。

育児支援は非常に多様なもので、国からの支援というのは、例えば子育てということでデイケアセンターですとか、あるいは保育施設というところにも支給されておりますし、これは国による助成金、補助金というのが出されているわけですが、地方自治体が運用管理、あるいはNGOも運用管理にかかわっております。ですから、親に対する手当が出されていて、それによって子育ての負担軽減が図られています。

このような手当に関しては、経年的に大幅増額となっておりますが、特にこれは90年代において増額されています。ということは、現時点においてこれが重視されているということになります。さらに、税控除ももちろんあります。これは、扶養ということと税控除、税優遇策が設けられているわけです。

阿藤 今の同じ質問を、アメリカのブラウ先生にお聞きしたいのですが、アメリカの場合の家族政策というのは非常に弱いと言いながら、いわゆる所得税(インカムタックス)の控除の点ではそれ相応のことをしているわけですね。逆に言うと、いわゆる子育てと仕事の両立支援のほうはほとんどそういう公共的な政策がない。

この辺の、つまりアメリカにおける考え方と、その背後にある考え方をちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

ブラウ 大変良い質問だと思います。アメリカにおきましても、93年以降、若干両立支援ということで、家族と、それから医療にかかわる休業ということで、これは無給ということになるわけですが、出産後12週を認める形になっております。

とは言いますが、あまり効果的なプランとはなっておりません。労働人口の半分にしか当てはまらない、大手企業にのみ、そして、比較的就業年数が高い人だけに適用ということになりますので、実際的には半数しかカバーできないということになります。カバーされている中でも、これだけの権利があるのに結局無給でしか休業が認められていないということで、これを活用していない、要するに経済的に苦しいということになります。

総体的に言いますとアメリカにおいては、むしろ経済的な支援、これを子育てに対して行うということで、例えば税控除がその主立ったプログラムの1つですし、低所得者層ということになりますと、いわゆる税制優遇策がひかれております。これも税控除の1つなのですが、こどもがいる、そして共働きだといった場合にしか与えられないというものですし、そのほかの助成金として、やはり両親とも働いていなければいけないという条件つきのものとなっております。

今アメリカにおいて重要な議論の真ただ中にある、仕事と家庭の両立を支援ということでは、さらに何ができるかということがあります。日本やヨーロッパ諸国よりもむしろアメリカの場合は、家族にやさしい支援のコストというのが、政治家、それからエコノミスト、そのほかこういったような議論に参加している人たちが考えている点ではないかと思えます。家族にやさしい支援が非常に望ましい目標だというふうに使われているわけですが、例えば有給休業ということで、出産後の休業を認めるという

ようなことでは検討されているのですが、このような形の政策が近未来的に導入されるというような見通しはありません。

むしろこれは、州政府が大きな役割を果たすということになります。アメリカは日本とは異なりまして、州政府それぞれの政策構想を練っています。1例を挙げますと、つい先月カリフォルニア州ではある法律が通じまして、これは有給の休業を、出産後6週まで認めるということをや義務づけました。創造的な財政支援ということで、要するにこの資金というのは、一時的な障害手当、それからあと失業手当ということから持ってくるということで、全体的な歳出額を増やさずに、ほかの用途から別の用途へ持ってくるということをしています。

勝又 経済的支援といいますと児童手当だけが手当、経済的支援と考えがちなのですが、税制を通じたさまざまな支援策が行われているところがアメリカとして非常に特徴のあるところだと思えるのですが、アナ・カブレさん、今のことについて何かつけ加えるような。

カブレ スペインの場合、税制控除ということで、若干ではありますが、これを認めております。その額に関しては時折変わってきておりますが、そのほか、もっと気前のいい控除で、家族関係ではありながら、家族政策の一部ではないというふうに見られているのが住居に関する手当で、スペインの場合は8割方の住居、これは所有という形態をとっております。なので、家を買うといった場合には、これは一種の家族手当であるということのみならずすることができるのではないかと思います。現時点で挙がっている大きなニーズの1つとして、若い人たちへより支援を手厚くすることによって、持ち家を購入するということを可能にしようとしております。

1つ新しいことで、育児手当があるわけですが、これは働く母親で、こどもが3歳未満でなければならないとしております。その目的というのは、女性が労働市場にとどまるようにするというのが趣旨で

あつて出生率を上げることが趣旨ではありません。

EUの目標として、2010年までに、経済的な活動をアメリカ並みにしようとしております。それに対する障害の1つが、女性の特に南欧における就労率の低さにあるとしており、女性の就業率の向上のための政策立案を行って、南欧諸国における女性の社会進出を促そうとしております。なので、これは労働政策ということになります。

勝又 子育ての経済的支援といっても、単に直接的な子育ての税金の税制優遇措置だけにとどまらず、今お話のありましたように、例えば住宅とか、家族の生活や生活水準に大きく影響するところで給付なり助成を行っていく、また、税金の控除を行っていくことを総合して行っているという印象でございます。

さて、先ほどもデンマークのお話がありましたように、いくつかの国では税制優遇措置をやめて、そして、直接現金の給付のほうに変えていくというような動きもあるわけですが、それはさまざまな議論の中にあつたと思うのですが、児童手当、児童手当制度自体については、日本では今議論をされているところでございます。

今までも、児童手当、先ほど阿藤所長のほうからお話がありましたように、さまざまな形で児童手当の拡充とか、支給対象の年齢を広げるとか、そういうさまざまなことを行ってきたのですが、まだ今こちらにお座りになっている国々で、児童手当のある国々に比べれば非常に低い水準にあると理解しております。

児童手当、特に先ほど、サービスを増やしても児童手当は政策としては絶対に減らさないとおっしゃっていたのはフランス、ルタブリエさんのお話ですが、いわゆる出生促進政策の一部として、手厚い児童手当というのが出てきたという理解なのですが、それはやはり効果があると、フランスでは考えているからなのではないでしょうか。

ルタブリエ そうです。とは言いまして、1997

年、新政権が樹立されて、これは左派ということになったわけですが、首相は若干この仕組みを変えようとしてきました。この児童手当の制度を変えるということで、給付に関して見直すということになったわけですが、その提案について大きなデモ、特に右派政党、それから組合等から、また、これは労組からも反対意見が挙がって、結局のこのような改正を放棄せざるを得なくなったわけです。児童手当は普遍的なものということで、すべての家族に提供するものとして維持されているのですが、同時に、もう1つ提案が出され、税控除の仕組みを変えようということになりました。この改革の中身としては、税控除額の減額、これは高所得者層を対象にとなったわけですが。そういう意味においてはルールが変わってきております。

一般論ではありますが、家族手当というのは、非常に家族にとっては重要です。これは、直接的に子どもにかかわるコスト軽減につながるからです。ますます目的を定めた児童手当が創設されており、これによって、最もそれを必要としている家族を支援しようとしています。例えば低所得者層、あるいは母親のみ片親であるような世帯ということで、これも重要視されています。

**勝又** フランスにおいては、児童手当が非常に定着した政策として行われていて、それを削ろうとすると非常に大きな反対世論が巻き起こって大変な抵抗にあうというような印象でしょうか。

**ルタブリエ** そうです。要するに、簡単にこれを変更したり減額したりすることはできないということになります。家族政策の中で根づいているということで、簡単に変えるわけにはいきません。

**勝又** スペインのアナ・カブレさんに伺いたいのですが、まだ児童手当の規模も少ないということなのですがスペインにおいて、児童手当を拡充していくというような、それが家族政策の1つとして議論されているというようなことはあるのでしょうか。

**カブレ** 今までは、児童手当はありませんでした。税控除のみという仕組みになっております。フランコ政権下においては児童手当という仕組みがあったわけですが、それがそのとき凍結されて、インフレの高騰とともに減額され、そしてほとんど名目的なものになり、数年前には、低所得者層のみ、要するに少数派のみ、若干の児童手当が支給されるという形になりました。近年、州政府の場合は場所によって相当違いがあるわけですが、児童手当ということで、例えばナバラ州においては支給されることになったわけですが、その結果かどうかは分かりませんが、ほかの州に比べてナバラ州の場合は出生率が早く上がっています。また、カタロニア州においても、過去2年間に児童手当が支給されており、今は全員に対して支給されています。

スペイン政府としても、働く母親の場合、100ユーロ、月額で、そして子どもが3歳未満であった場合には支給するというようになっておりますので、徐々にこういった児童手当が異なる段階で導入されておりますが、まだまだ他国に比べて少額にとどまっています。

こういう手当の必要性、その認識、意識というと、税控除というのは、一般国民の目にはそれほど効果的という形で見られておりません。特に少額の場合、あるいはその児童のためと限定されている場合です。ところが、住居手当、住宅手当というと、これは相当な額になるので、これは非常に目立つということになります。

**勝又** 日本においてもそうですけれども、経済的な支援、税制控除の場合も同じですが、経済的な支援と違ってどのくらいの規模で行うかということによって、それに対する国民の関心もだいぶ変わってくるものだと思います。

次の質問です。これは、ある意味で日本に独特なのかもしれないのですが、子育て中の女性の就業、特に3歳未満児を持つ女性の就業に関して、日

本では「3歳児神話」と呼ばれる考え方があります。多くの母親が「3歳までは自分の手で育てたいと考えまたそれが良いと信じている」ということです。しかし3歳を過ぎて特に小学校に子どもが上がるとある程度手を離れるので、そのときから自分も再就職していくことを望む志向があるといわれています。そういう考え、とにかく小さいとき年齢は厳密に関係ありませんが、子どもが非常に幼いときには自分の手で育てたいという世論というものはあるのでしょうか。この間は全部の国に聞いてみたいと思いますので、ブラウ先生、いかがでしょう。

ブラウ アメリカでは、ご存じのように女性の就業率はとても高く、驚くかもしれませんが、乳幼児でも、つまり1歳以下、ゼロ歳児でも、ゼロ歳児の母親の半分、50%が働いています。アメリカの世論は、女性は働いたほうが良い、働くべきであるという考え方です。特に低所得家庭の場合には、母親は働く、これは避けることのできない経済的な現実です。特に今日は比較的教育レベルの低い、そして所得レベルの低い、そういう男性の失業が大変な問題になっていまして、就業率がどんどん下がっています。そして、まともな生活をするには、どうしても母親が働かなければならない、つまり共働きでなければなりません。これは、低所得層の話ですけれども、高所得層の場合には、母親は選択肢があるわけです。でも、選択肢があっても、ほとんどの乳幼児の母親、これは教育レベルの高い母親でも、あるいは教育レベルが高くて、高所得の男性と結婚している女性でも、自分は働きたいと思う女性が圧倒的に多いのです。もちろん女性自身としては、子育てが自分でできないことや社会全体として子育てを母親が家に行けないことが本当にいいことだろうかという不安はあるかもしれませんが、アメリカの現実として、働きたいと望むのです。そして、世論もそれを受け入れています。世論が受け入れるといっても多分アメリカの中では、逆にしたい、昔に戻りたい、母親が家に残って子育て

をしたほうが、男も女も子どもも絶対そのほうが幸せだと、そういうふうにするマイノリティもいます。

カブレ スペインは、文化(価値)革命を経験しました。右も左も中道もみんなが、女性が働くことはいいことだ、女性は自立できるし、そのほうが良いという考えです。

ただ、それは理想であって、アメリカと同じように、経済的な現実としては、1人が働いているよりは共働きのほうが良い、つまり共働きでなければ例えば家を買えないとか、家賃が払えないとか。スペインでは家を買うのに所得の4割以上も必要なのです。女性の賃金はほとんど住まい、住居にかけられます。したがって、女性は働かざるを得ません。

若い女性は時々混乱していると思いますけれども、スペインの女性はヨーロッパの平均よりも出産年齢が低いです。ただ、年齢別に細かく分析していきますと、スペインの若い女性はそれほど働きません。それはなぜかということ、まだ大学に行っているからです。40歳以上の人が働かないのは、行動としてあまり働かないグループに入っているわけですが、25歳から35歳のそのグループを見ると、ヨーロッパの平均よりも就業率が高いです。したがって、20代・30代の若い既婚女性は働いているというのが常識であります。

問題としては、子どもをどうするかが残ります。もちろん男性は何かするべきだと、そういうことを言われていますが、男性同士で集まって男性だけで話をするときに、そういう話はどういうふうに行っているのでしょうか。子育てをもっとするべきだ、もっと自分たちも参加するべきだと、本当に彼らは言っているのでしょうか。政府としては、父親の産児休暇、育児休暇を出すべきだということは言っていますけれども。

勝又 スペインの女の人自身では、3歳までは例えば仕事をやめて、たとえ働いていたとしても子どもが3歳になるまでは仕事をやめてというような考え方はないということですか。



カブレ スペインの女性は、こどもを持つべきかどうかということに関しては懐疑的ですが、働くことに関しては懐疑的ではありません。

女性に離婚する権利が昔はありませんでしたけれども、今は離婚できます。長年離婚が禁止されており、離婚がほかの国ほど多くありませんでした。また、離婚しても男性がこどもの養育費とか扶養費をしっかりと払わないこともありました。特に住居に大変な執着がありますから、家(住居)を所有していれば、離婚しても自分は家を持ちつづけることができます。特に18歳以下のこどもを抱えている場合には、どうしても家を持っていなければなりません。

離婚法ができてからは、スペインの女性は男性に対して、疑惑の念といいましょうか、いざというときのために、自分は家をしっかりと守っていかないといけない、自分は家を手放してはならない、主婦になるのは危険だと思っているのです。しかも、母親が娘に対して、自分の好きなことをしなさい、自立しなさい、自分の収入を得なさいと言います。

勝又 日本の3歳神話は非常に限られたアジアの中にしかないような話のような気がするのですがけれども、フランスではいかがでしょう。小さいこどもを持っているお母さんは、なるべく自分の手で育てたいというような、つまり仕事をやめても、小さいこどもを持っているお母さんはうちにいたいというような、そういう願望というのではないのでしょうか。

ルタブリエ フランスでは、世論全般としては女性が働くことをサポートしています。それはフランスの事実です。フランスの女性、特に若い女性の教育レベルはとて高く、男性よりも教育レベルが高いのです。女性は、自分たちは働くものとして、そういうふうに見ていますから、できればこどもも産んで、選ばなくてはならないような状態に置かれない。働きたい、そしてこどもも育てたい。ヨーロッパの価値観の調査によりますと、一般に男女両方が協力をして収入を得て、両方でその家庭を経済的に支えるべきだと、そういうふう考えていま

す。それはもちろん労働組合運動とか、それから女性開放運動、そういった背景があります。労働組合は、昔から働く母親を支えてきました。特に1970年以降、法律が働く母親をサポートするようになってまいりまして、歴史的に女性は働いています。

例えば右派の極右のマイノリティは、女性を家に縛りつけたいと、専業主婦をさせたいと、そういうグループもいます。これは昔からあることで、今でも左派と右派のあいだにそういう議論が依然としてされています。だから税制控除にしても、あるいは児童手当にしても、家に残る女性に対しては優遇するべきだという考え方もあります。ここで、児童手当に関しては二重のシステムがあります。

勝又 最近デンマークはもう、共働きが当然という世界になっているということですので、ある意味で、聞くまでもないのかもしれないのですが、デンマークの女性は、例えば自分の手で、つまり仕事をやめても、小さいときは自分の手で育てたいというような、そういう感情というのではないのでしょうか。

クヌズセン これは言うまでもない質問ではないと思います。というのは、デンマークでは、どうしても考え方が波のように変わったりします。ですから、産児休暇を長くして、もっと長く家にいたいという考え方もあります。こどもが生まれてから1年間家にいて育児をするという傾向がありますし、今はそれを1年以上長くしたいという希望もあります。何十年前には、産児休暇があまりにも短くて、保育所とかそういうところへ生後数週間のときに預けなければなりません。それに対する反動として、今は1年間みっちり子育てをする、それが当たり前になってきています。デイケアにしても、デイケアの新生児の利用率はとても低いです。でも、1歳児になると急に高くなります。それからもう1つの現象として、産児休暇、育児休業はどの地方自治体も必ずそれを用意しなければならないことになっています。1年間の育児休業があるので、都道府県は

育児休業後、1歳になったら何か提供しましょうということになります。その関係で、地方自治体は1歳児の保育所を用意してくれているけれども、ゼロ歳児がないということもあります。

父親に関しては、すべての父親が出産後2週間、休暇をとることができます。これはとても人気のあるシステムで、ほとんどの父親が2週間休んでいます。ただ、それ以上の休暇はほとんど父親はとっていません。

今、依然として昔の母親というか、古い考え方というか、子どもと一緒に時間を過ごすのはいいことだという考えはあります。現在傾向として、30代・40代で初めて子どもを持った女性は、とても子育てを楽しんでいて、長時間子どもと過ごしている、でもその人たちは学者だったり、ジャーナリストだったり、子育てはすばらしいと本を書いたり、すごく恵まれた職業の高齢出産者たちなのです。ですから、一般的ではありません。

**勝又** 今デンマークのお話にありましたが、男性にも育児休業をとらせる、とらせるといいますか、とつてもいいよというのは日本でももちろんそうなのですが、実際はもうほとんどの人がとっていない。とっていないというと、いや、実際はとれないという話になる。ただ、もう今はこういう育児休業の話になってまいりますと、先ほどの政策の話でも重要なキーになっておりましたけれども、男性の家庭責任、育児責任への参加ということが非常に重要になってきます。そういう意味では北欧諸国では、とらなければいけない、とらないとその部分はその権利がなくなってしまうというような、つまり女の人をとる期間と独立して男の人をとる期間があって、男の人をとる期間は、もし男の人がとらなかつたらば誰もとれないというような形になっている国もあるようなのですが、これについてはどう考えますか。

個人のご意見はあると思うのですがけれども、例えばクヌズセンさん、男性に育児休業をとらせるための促進策をもっと進めるべきだというような、2週

間ではなくて、もう3週間でもというような、そういう世論というのはデンマークにはあるのでしょうか。

**クヌズセン** デンマークでは、男女の平等の観点から、男性も家族の一員としてその役割を担う、また、子どもと親しくなる、それも重要だと思います。デンマークではそういう男性の議論がされて、討論がされています。また、デンマークで今討論されているのは、2週間の男性の育児休業しかありませんけれども、今提案されているのは、経済的な代償、補償をすれば、給料全額ではないけれどもそれを使わなければどうなるのか、そして男女を比べると男性のほうがやはり給料が高いので、男性が休暇をとることで一部削減されてしまうと家族として損をするということが言われています。したがって、どちらが休暇をとるべきかというときに、所得の少ないほうが休暇をとってしまうという傾向があります。そこで、もっと平等にする制度がないかという議論が国をあげてされたのですけれども、デンマークでは調査がされて、父親のほうが産児休業をとった、育児休業を最初の1年以内にとった場合には、経済的に困窮するとか、あるいは経済的に問題になるということではなく、ほとんど教育のレベルが高い男性とか、給料が高い男性であることは事実なのですけれども、とても前向きに家族に対して接していた。したがって、どの政策が一番いいのかというのは大変難しいと思います。ですから、問題は経済、お金の問題だけではありません。

**ルタブリエ** フランスの世論では、父親が育児という責務を共有できるというのは非常にいいことだと見られております。過去5年間、特に政治的な場において大きな議論的となっておりますが、あくまでもそれは理論のレベルにおいてということで、実際にそのような休業をする父親というのは数が少なかったわけです。

なぜかという理由として、やはり経済的な補填の額があまりにも少額であるということがあって、しかも定額になっているからだだと思います。本当に低水

準だということで、これを活用するには至らないという形になっております。前政権下において、若干この仕組みを変更しようということになりました。2002年1月以降、父親に対しましては、出産後の父親休暇を活用するという促進策がひかれております。この中身として、父親休暇は14日間、しかも有給となっており、この期間中においてはそれ以前の給与と同額を受け取ることができるとなっております。この休暇が導入されてから4カ月たったところで評価をしたところ、新生児の父親のうち4割がこの制度を活用したと聞いております。実際にどれぐらいの期間かということとははっきりしておりませんが、何日間かを休暇という形でとったようで、かなり普及しております。この措置は非常に好評を博しています。

カブレ ス페인では、育児休業が3年間の期間、無休でオプションとしてとれます。ほかの親族、例えば疾病で介護を必要としているような親がいた場合も、これは無給で認めるということになっておりますが、あまり頻繁に活用されておられません。

それで、出産休暇16週、これは最初の6週は女性がとらなければならない、また残りの10週に関しては、父親でも母親でも構わないということになっております。給与はいくらであったとしても、男性の場合、10週とったといった場合には100%補充される形になっております。

ただ、問題点は、雇用主の側が簡単に男性が父親休暇をとるということを認めていないということもあって、かなり雇用主の側からの反対があるようです。一部の産業分野においては、男性がそれぞれ、母親とは別に父親休暇をとることを認めるべきだとしております。これは期間が延長ということで、両親に認めるということを行っているわけですが、なぜかという、どちらが休暇をとるかということに関しての対立があって、特に教鞭をとっている教師などに関してはそうです。

父親の場合は、休暇をとることによって、例えば

本を書くとかあるいは何かほかの仕事をするということをするわけです、その一方に母親は、授乳と仕事を両方しなければいけないということで不満を訴えております。結局、家事ということでは男性は休暇をとっても手伝わらないというわけです。これも、それぞれ男女独自の休暇制度にすれば解決できると思います。重大な問題ではないかもしれませんが、男女ともに休暇の使い方について考え方が、こういった場合でも違うということを示していると思います。

勝又 9番目の質問で、これは大きな問題なのですが、日本では「待機児童ゼロ作戦」ということで、保育所に入れにくい子どもたちにどういうふうに保育サービスを提供するかが大きな問題になっております。では、公立の保育所を増やすかといいますと、さまざまな財政的な問題がありまして、公立の保育所は増やせない。そうしますと、やはり民間に委託したり、市場メカニズムの中で保育サービスを提供したりすべきではないかという議論があるわけです。そういう意味では、先ほどちょっとブラウ先生からお話がありましたが、12カ月未満、ゼロ歳児でも50%近くの女性の方が働いているというアメリカ、そういうアメリカにおいては、どのように保育サービスが供給されていて、どのように利用されているのかを教えてください。

ブラウ 何点か申し上げたい点がありますが、できるだけ手短かに説明をさせていただきます。この場合、まず、ゴリーニさんのけさほどの冗談で、エコノミストの話に対してちょっと答えたいと思いますが、その話はルーズベルトではなくてトルーマン大統領だったのですけれども、要するに、公的あるいは民間によるサービスの不足というのが問題であって、結局、育児手当、児童手当、あるいはほかの公的支援ということで財政支出を行うということであれば、では財源はどこなのだと、だれがこれを負担するのだと。結局これは、どこかほかのところからお金を持ってこなければいけないのではな

いかというような話になるわけです。

そういうことを考えてみますと、私は片方の選択肢しかないというのはよくないというふうに思うのです。エコノミストはやはり、どちらかということで選択をするのではなく、両面からのアプローチが必要だということで、長所短所両方を見るべきだと思います。

非常に複雑な話を単純化しますと、アメリカの場合は、明示的、非明示的な決定として、大量の育児、保育、託児施設を設けました。これはマーケットメカニズムに基づいてということで、比較的こういった託児施設が供給され、これは家族によってその負担をしているわけですが、実際には、質の高いものということでは負担ができないという問題があります。ですから、これもトレードオフの関係があって、日本の育児制度を見えますと、日本は別の方向に向かっていらっしゃるようです。かなりの助成金を公的資金で行っているようで、非常に質は高いけれども、その一方において数は不足していると理解しております。要するに、十分な形での入所率が確保できていないということで、すべての児童をカバーができるという形には至っておりません。

そういった中で、どちらが正しいどちらが間違っているというような育児政策はないと思います。アメリカの制度が日本ではうまくいくだろうということも主張しませんが、だからといって日本の制度がアメリカで有効だということを主張するつもりもありません。

とは言いましても一般的な原則がいくつかあって、これを適用することによって、例えばある一定の育児政策が合理的かどうかという判断は可能だと思います。その際には、不足している、数が足りないという問題と、それから、基本的な道徳論として、こういったリソースに関しては、特に公的な資源ということでは、これは平等な形で分配すべきだということ、そういう議論が成り立つと思うのです。

これを指摘しますと、結局疑問点として出てくる

のが、例えば育児の助成があるということであれば、その際に母親が働いているほうを優遇するかどうかという疑問が出てきて、これも平等論の関係がありますし、あるいはこどもの数が多いほうが優遇されるべきかどうかという点もあります。これも、出生促進政策ということで考えるわけで、高所得者層を優遇すべきかどうかという問題点もあります。こういった疑問点に対する答えも重要だと思いますし、特に育児政策との関係において、こういったことも検討すべきではないでしょうか。

私が見ることで、直接的な形で公的な育児制度を提供するという点には問題はないと思います。日本のように、それが可能であって、それだけのコスト負担が可能であって、そして資源が効率的に活用できないというリスクをとる用意があれば、結局これは、市場メカニズムに委ねるのではなくて、公的な形での判断ということになるわけですから。

ただ、1つのリスクというのは、恣意的な形で、あるいは不平等な形で育児というのが分担されるということで、結局質の高い育児サービスかもしれないけれども、全員がカバーできないという問題、しかも限られた形での入所率しか確保できないということになりますと、これはかなり恣意的な形での分配ということになります。ですから、最も必要としているような家族、あるいは一番負担できないような人たちが実際のところ入所できるということになってしまうかもしれません。ですから、これが1つ大きなリスクではないかと思います。公的な仕組みにした場合ということですから。

日本の場合に、市場メカニズムに委ねたほうが良いということを言うつもりではないのですが、検討には値すると思います。

勝又 最後の質問、これは先ほど阿藤所長からもパラドックスというようなお話があったのですが、比較的出生率の高い国にアメリカというのは属しているわけなのですけれども、そういういろいろな政策はないというふうに言われながらも、今の話を

伺っていますと、税制優遇措置もあるし、さまざまな形で私的領域での十分なチャイルド・ケアの保育のサービスがあるとか、私は政策としてではなくても実際にそこにいろいろな機会はあるのだと思うのですけれども、一生懸命に低出生率で家族政策を考えようとしているさまざまな国から見ますと、そういう意味では、どうしてだろうと、何もやらないほうがかえって皆さんしっかり働いて、それぞれサービスを自分で探して、そして自主的に家族を形成していくのではないかというような、ちょっと不思議だなという気持ちを持つてしまうのですが、これはアメリカに限ったことではなくて、英語圏ということていくつかの国を阿藤所長の図でもお示しいただいたのですけれども、これについてはどういうふうにブラウ先生はお考えになりますか。

ブラウ 本当の意味で、例えば保育関係の政策と出生率のあいだに相関性があるという、そういう議論、全く私は納得はしていません。もちろんいろいろな考え方や、いろいろなアイデアはあるのですけれども、きちんとした立証できるようなデータはありませんし、憶測にすぎません。ただ、アメリカにおける政策について言えることがあるとするならば、1つ、我が国の場合には、明示的な形で出生促進、あるいは出生抑制、いずれの政策も持っていないということです。もちろん子どものいる家庭向けのいろいろな政策というのはある、措置はある。そのことによりまして、世帯において子どもを育てやすくしているという側面があって、その結果出生が促進される部分はあるかもしれませんが、これらの助成金の価値というのは、欧州の多くの国々ほどではありません。ですから、そういうような助成金、補助金を出しているからといって出生促進的であるということは全然言えないと思います。また、低所得層のシングルマザー、これを社会福祉手当から、できるだけ労働市場のほうに進出、促進させようとしていますけれども、もちろんこれは、出生抑制政策にはなっていません。なぜかというと、

未婚の女性が母親になる率というのが、引き続きアメリカでは非常に高いということから見ても、そういう政策になっていないことは明らかです。現在のブッシュ政権は、婚姻を奨励しています。これに関していろいろ議論はあるのですけれども、ほとんどの社会学者および人口学者がこの考えについて検討した結果、婚姻を、つまり結婚を奨励するというのはいいかもしれない、若干のメリットがあるかもしれないし、あまりコストはかからないかもしれない。そういう意味で問題はないということだけでも、これは出生を促進する方向にも、抑制する方向にも特に働かないだろうというふうに言っています。

勝又 時間が無くなってきましたので、簡単に短くお願いしたいのですが、まずは出生率の高い国、ある程度上昇した国として、デンマーク、そしてフランスに、どうして今の出生率が、一番何が影響して出生率が自分としては向上したのかというふうにお考えになるのかということを知りたい、そして、日本と同様に低出生率で、いろいろなことで悩みの多いスペインのアナ・カブレさんには、何がスペインにおいてこれほどまでに低出生率にしてしまったのかという、個人的なお考えで結構ですでお聞かせいただきたいと思います。

ルタプリエ そのご質問に対して、私が正確な答えを出せる自信がないのですけれども、まず世論の中で、家族政策の役割の大きさということが認識されました。そのことによって出生率が上がったというふうに認識されています。

これは、家族政策の目的自体がそうだったというだけではなくて、家族政策の給付がどのように配分されたのか、また、社会的不平等に対抗する対策としての家族政策という側面が認識されていると言ったほうがいいかもしれません。

そこそこフランスの出生率がよくなった原因なのでも、背景にもう1つあるのは経済的な要因ということがあると思います。経済的にフランスが90年代後半に回復をしたという状況、これが見

逃せません。失業率がこの段階でだんだんと下がってきたということがあります。ですからその意味で、それまで出産、子育てを先延ばしにしてきた夫婦が、ここへ来て子どもを持ち始めているということはあると思います。

ですから、景気ということと、それから労働市場の状況というのがとても重要な役割を果たしたのではないかというふうに思います。そのことも配慮に入れて考えなければならぬと思います。それと家族政策、両方を見ていかなければなりません。

特に女性にとって、また親全般に対して、子どもを産みやすい環境をつくっていくという、そういう努力があったということもそうなのですが、それに加えて、家族政策だけではなくて、失業対策であるとか、労働市場政策といったほかの政策も、労働時間短縮化という方向に動いた、つまりこれはすべての労働者を対象としているわけですが、そういうことがもしかしたら影響があった、つまり出生率という意味で影響があった可能性があると思います。親が、家庭生活に、そしてまた子どもにかかる時間をより多く持つことができるようになったという意味で、そういうことが言えると思います。

その時間短縮の問題ですけれども、これが両親の65%に影響を与えていると。つまり、男性も女性も65%が、労働時間の短縮によって家庭生活が向上、改善したと答えているという調査なのですが、ですから、政策的な対応で、家族にとって、そして子どもにとって、つまり促進的な政策と、これが「家族にやさしい政策」というふうにひとくくりで呼ばれていますが、そういうこともあったのではないかと思います。

クヌズセン 時間ということもありますし、細かく話してしまうと、何が起きたのかかなり長時間議論しなければならなくなってしまうということから、大まかなお答えにさせていただきたいと思います。デンマークにおいて、家族政策が効果があったかどうか、家族政策の概念を広げて、フランスの方が

おっしゃったとおり、日常生活がどうだったのか、労働市場政策がどうだったのか、学校の状況はどうだったのか、医療保険の分野の役割はどうだったのかということも含めて、広げて考えるならば、あるいはスペインの方がおっしゃったとおり、例えば住宅というような政策まで入れるのならば、答えはイエスと言えらると思います。というのも、デンマークでは、いろいろな省庁に分割されていて、家族省というようなところがないということから、家族政策と呼ばれるような、そういう名前がついた政策はありません。労働省があって、あるいは保健省があってということで、いろいろな政策、これが合わさって、全部が家族政策と言えるのであれば、そしてそういうものがいろいろ相まって家庭生活、家庭生活への影響があったというふうに考えるのであれば、答えはイエスだということだと思います。それに加えて、デンマークの場合には、仕事と家庭の両立という意味でもいい環境ができたのかもしれないと思っています。

カブレ まず一番に、私たちが使っている出生力の指標、期間指標、特定の時期に何が起きたかということで、スペインのコーホート、あるいは世代が1.5以下になるということは考えなかった人口学者の1人です。しかし、最近になって、1.15というような数字が出てきて、その結果、最終的に出生率がどうなるかということに関してかなり誇張された意見が言われるようになったと思います。何年間にもわたって、タイミングということが重要です。70年代においては、スペインの基準から言ってもとても若くして結婚する人が多かった。そして、短い期間にたくさん子どもを産む人が多かった。その結果、70年代の終わりにおいては、30歳にもならない女性が、2人も3人ももう既に産んでいて、そのあと子どもを産むのをやめてしまったことがあります。35歳以上の人たちというのは、若いときにもう子どもを産んでいたのでもう産まない。そして、そのころ結婚し始めた人たちというのは、子どもを産むの

を先延ばしにしていたということで、そういう調査のタイミングもあるというふうに思います。先ほどから言ったお話、例えば学校に行く期間が伸びた、大学教育が男性にも女性にも広がった。それから、80年代、90年代末まで、雇用率が非常に高かった。その後、悪い状況があって、そのあとEUに加入をして状況が変わった。若い人のあいだでお互いの競争が非常に厳しかったという時期もあったし、そうした中で、1979年以降、状況が大きく変わったわけです。そのことが、労働市場に参入をし始めたころに、臨時雇用というのが正社員になって、したがってここ5年ぐらいは、正社員になる、つまりフルタイムの人が多くなって、自分の家を買うという人たちが増えてきました。

97年以降、つまり最近の5年ぐらいですが、金利が非常に大きく下がって、住宅の取得というのがずっとしやすくなったという状況もありますし、ここ5年、2つのことが出てきました。まず1つ、労働人口が非常に増えました。15年間にわたって1,200万という社会福祉対象が、わずか5年のあいだに1,600万になった。失業率が大きく下がって、雇用率が上がって、住宅価格がずっと下がってということで、そこでたくさん新しい家族が生まれました。

いろいろな要因が長いあいだにあって、出生率が非常に上下したわけです。若い人たちを取り巻いている状況というのが大きく変わった。19歳から30歳というところまで親と同居しなければならないという状況があって、こどもを持ちたくなかったわけではないけれども、持つことができなかつた人、この状況が若干ここへ来て変わりました。それがここに来て変わってきたので、その影響というのはまだちょっと待たないと出てこないのだと思います。

## 午後の部 パネルディスカッション 第2部

司会(勝又) それでは、パネルディスカッションの第2部を始めます。

パネルディスカッションの第2部では、午前中に基調講演をいただきましたゴリーニ先生、それからネイヤー先生、お二人にも加わっていただきます。

フロアからいただいたご質問は、さまざまいろいろなもののございましたが、それを私どものほうでまとめさせていただきましたので、内容として入っているというご理解をいただきますようお願いいたします。

ゴリーニ先生へのご質問は、イタリア女性の仕事と家庭にまつわる実情をもう少し詳しく知りたいというご質問でございました。女性の仕事と家庭にまつわる実情と言っても広いと思いますけれども、例えば大学進学率や女性の労働力率の条項とか、それから、実際のところ出産しても仕事は続けやすい状況にあるのかとか、そういうことでもございますけれども、いかがでございましょうか。

ゴリーニ 非常に興味深いご質問をいただきました。近年ここ10年、20年のうちにイタリアにおいては女性の社会進出がめざましく進んでおります。そして、高等教育ならびに大学の進学率も非常に進み、おおかたの女性は、いずれかのところまでは進学をしております。そういったことから、男性よりも女性のほうが高学歴化が進んでいます。実際、大学の学位を有している女性のほうが、男性よりも比率的多くなっています。

さらに、定性的な指標を見てみますと、平均して女性のほうが男性よりも高いランクとなっており、どのような学部であったとしても、このような形で非常に変わっているわけです。それから、過去15年間のあいだに女性の労働進出ということでは、フルタイムの仕事ということで見ますと、男性の場合、女性の場合ということで、そのまま直接比較はできませんが、比率的には男性対女性ということでは、新規の職ということでは11対1というふうになっておりますので、これもめざましい改善かと思えます。

もちろんイタリア女性の状況ということで、北欧諸国の女性と比較をしますと遅れが見られます。と

は言いましても、状況は急速に改善しています。それから、質問の後段部分のところですが、イタリア女性、なかなか出産をして仕事を続けるというのは困難です。非常に厳しい状況にあります。というのは、女性でも男性でも、パートタイムの職があまりなく、むしろフルタイムの仕事となっており、フルタイムの仕事の場合は、なかなか仕事と家庭の両立が困難となっています。また、ゼロから3歳児向けの保育施設もあまり整っていません。保育施設ということでは、数も少なく、しかも非常に高価であるということになっています。ですから、実際の支援は女性側の母親からということになるわけで、基本的に祖母が果たす役割が大きいということになります。ただ、祖母は、こどもが一人っ子だったら助けられるけど、そこでやめてほしい。でないと、2番目、3番目のこどもではとても手に負えないということを言うわけです。ですから、そのような形で、特に雇用者もイタリアの女性に対して、出産をしたといった場合に、必ずしもフレンドリーではないということでの困難さもあります。

それから、もう1点つけ加えたいと思いますが、社会的な汚名を着せられるという問題があります。イタリアの女性の場合は、こどもが3人、4人ということになりますと、贅沢だというふうに見られがちで、社会的な汚名を着せられるということになります。こういうこともあって、多産というわけにはいきません。

勝又 それではネイヤーさんに質問がございます。これはいろいろな質問の総合なのですが、ヨーロッパでは、さまざまな国がありますけれども、育児休業を取得しにくい雰囲気というのはないのでしょうか。日本では、女性に育児休業制度は法律で認められているし、制度としてはあるのだけれども、なかなか取得しにくいという状況があるということ前提に、この質問はされているのですけれども。もう1つ、育児休業を長くとると、例えば1年、2年、3年のように、3年まであるところがありますけ

れども、長くとると、職業能力が低下して、キャリア的にはマイナスになると考える場合もあるのではないかと。いかがでしょうか。

ネイヤー いろいろな答えがあって、最初の質問、育児休暇という制度があるにもかかわらず、これを活用することが困難かどうかということに関してですが、一般にヨーロッパにおいては、むしろ父親のほうが、休業といっても雇用主と交渉しなければならぬということにより困難ですが、一般論ということでは、特に福祉国家ということでは、社会的な市民権ということで、これは1つの権利として付与されているわけです。

そういった意味で休業は困難ではありませんが、イギリス、オランダといった場合には、契約ベースになっており、雇用主と交渉しなければいけないのです。雇用主としては育児休業を雇用計画の一環としてとらえています。こういった場合では、権利付与という形になっておりませんので、むしろ権力闘争の中に巻き込まれて、その中で決まっていくということになります。

男性の取り込みというのは、ヨーロッパの諸国においてばらつきがあって、今数字を出すことはできませんが、表を持ってきたと思いますので、質問者の方、あとでお会いできれば表をお見せすることができます。

細かい数値ということで、スウェーデン、それからオーストリアの場合はこの研究をしたことがあるので、申し上げることができますが、オーストリアの場合は、女性の95～97%が、実際に育児休暇(休業)をとっております。

スウェーデンでも大体同率ですが、もうちょっとスウェーデンの場合は計算が困難となっています。統計データとして、特にこれは育児休業の権利を付与されているような人だけということで、これは使用者とのあいだの交渉をしなければならないからです。しかし調査結果でも高率であるということが分かっています。ですから、相当この活用率は高



いわけですが、他国においては低いわけで、これはどのような権利が付与されているかによりけりという形になっています。

それから、もう1つの質問。各国間、この育児休暇ということでは、実際にその休暇期間中には解雇できない、一般にはそのあと、直後ということでも解雇できないということになっています。これは労働者保護という形になっているわけですが、これは実際に契約期間が延長されていればという条件つきとなっております。オーストリアの場合は、女性のうちの10～15%が、この保育期間が切れたあと解雇されるという率になっています。

それからもう1つ、雇用者に対しまして、2年間休業した場合に、少なくとも1年間ということで、再訓練のグラント(補助)を与える。要するに社会保障負担ということで、国家が3分の1を負担するというようになっております。導入されて7年ということになっておりますが、これを申請した企業の本数は1,500社となっております。ということは、女性が復帰しなかった、あるいは雇用者側において、このような形の再訓練を不要であるというふうにとらえたようです。男性で実際に活用した人はほとんどいないので、これはもう無視できるのではないかと考えられます。

長期の休暇ということに関して、特に3年間も休業すると、これはキャリアに対してマイナスの影響が及びます。実際に2年間の休業のあとは復帰しない、1年間のほうが復帰をする確立が高いわけですが、特に非常に技術的な専門職についている、訓練を受けたような人の場合には、なかなかその技能をその期間、維持することは困難で、再訓練が必要ということになります。そういったことから、社会復帰ができるような柔軟性が必要なわけで、休暇の期間を延長する。そして、また戻ってきて、そして社会復帰ができるということが重要視されています。

さらに重要な点ということで、この休業の期間に照らし合わせてどれだけの所得損失があるかとい

うことを検討しました。だれが休暇だけをとるのか、だれがこの損失部分をまた稼ぐことができるのかということを見ますと、最も所得レベルが高い人たちそれぞれが専門部においてということで、必ずしも全女性の中での高所得者ということではありません。ですからこれは、どういった職についているかによりけりということになります。また、この休業前に安定的な就職をした人ということになります。ですから、高学歴であるということと、それから同賃金であるということ、これは非常に重要視されています。

勝又 ほかにもいろいろな質問があったのですが、先ほどの第1部のパネルディスカッションの中でいくつかもうお答えいただいているものもありますので、例えばご紹介いたしますけれども、フランスの出生率は、直近で急上昇しているが、女性就労の促進以外に何が要因だったのか、何か要因があったのではないかとというようなご質問もありまして、先ほどルタブリエさんのほうから、経済的な状況変化というようなことについても、このフランスの出生率の最近の上昇は影響されているというようなお話がありました。

ルタブリエ 1つの要因はないわけですが、あえて言えばいろいろな要因が組み合わさってセットになって、今勝又さんがおっしゃったとおりの経済状況、それから仕事と家庭のバランスをしようという国の奨励策、それからこどもにかかる直接費、間接費が削減されたこと。もう1つ言いますと、労働時間の短縮。家族と家庭と仕事をバランスするには労働時間の短縮というのは非常に重要だと思います。今討論されているところは、労働時間の短縮だけではなく、企業文化そのものを変えようという、つまり長時間働いて残業して、特に男性ですね、男性に長時間働かせて残業させてという、そういう企業文化そのものを変えようという傾向があると思います。父親がもっとこどもと時間が過ごせるようにしようという傾向があります。

勝又 全体をカバーする中で、1つ非常におもしろい質問がございまして、これを質問の最後にさせていただきたいのですけれども、こどもを持つことに対する価値観が、どのようにそれぞれの国で変わってきたのかという質問があります。この質問をされた方の意図は、日本においてこどもを持つ喜びとか、家族というものへの考え方の変化があって、出生率の低下というのがもたらされているのではないかとこの方は考えていらっしゃるって、例えば子育ての楽しみを知らしめるようなキャンペーンをしたりするようなことをしないと、やはりこどもを持つことの喜びのようなものを日本人は失ってしまって、そういうことがあって出生率が低下しているのではないかとお考えになっています。

そういうことを背景にして、それぞれの国でさまざまな出生率の変化とか、社会経済的な変化がございましてけれども、こどもを持つことに対する価値観というのはどのように変わってきたのか、変わってこなかったのか、ずっとある1つの価値観を維持しているのか。非常に大きな質問で、答えにくいだろうし、答えやすいとも思いますけれども、非常に短く、それぞれの方から伺いたいと思います。

クヌズセン デンマークでは、若い人、若いコーホートは、家族に大変な価値をおいています。ですから、若い人は家族が欲しくないと言っているわけではありません。ただ、こどもを産むのを少し延ばそう、出産を延ばし、先送り、そういう現象だと思っています。

それからもう1つは、同棲というのが今は定着していますから、落ち着いてこどもを産む前に、本当に相手と合うのかどうか、その人と一生暮らしたいのかと、そういうことを試す時間が与えられます。

こどもが欲しくないという人は、こどもに価値を置いていないというわけではありませんけれども、今こどもと家族についてどういうことが議論になっているかといいますと、こういうことわざがあるので、すけれども、こどもは1人ではやっていけない、こ

どもは1人ぼっちにははいけないと言われるので、兄弟がいたほうがいいのではないかと、そういうことが議論されています。こどもが4人いて幸せな家族のキャンペーンとか、そういうものはしていませんけれども、価値観は変わっていません。

ルタブリエ フランスも同じです。家族、ファミリーに対して考え方がそんなに変わっていないと思います。もちろんいろいろな家族形態は受け入れられるようになりましたけれども、こどもに対しては、こどもはとても愛されて歓迎される、それは変わっていません。

出生率が高い国、そしてこどものための政策が特にされていない、つまりこどもを奨励する政策がない国ほど出生率が高いのはおもしろいことだと思います。それだけこどもに価値を置いているのではないのでしょうか。

カブレ 日本の状況は分かりませんが、日本に似ているのではないかと思います。こどもを持つことの喜び、それは全く失われていません。逆に、こどもを持つことの喜びはもしかしたらますます高まっていると思います。

昔は、こどもを持つことがそんなに喜びだったとは思えません。私が生まれたときには母は、ああ、また女の子か、残念だ、次は男の子が欲しいと。だから、決して喜んだとは思えません。母は仕事が大好きだったのに、仕事をやめなければならなかった。私を育てるために自分の仕事を犠牲にした。もちろん私は愛されて育ちました。でも、そんなにうれしくてしょうがないとは思えないのです。

ですから、今のこどものほうがもっと望まれて、愛されているのではないのでしょうか。昔は、こどもを持つということは、喜びとしてこどもを持つのではなく、自分はこどもを持たない、つまり母親にならなければ価値がないと社会がみなしたので、こどもがいなければ女性として認められない、女じゃない、人間でないと、そういうふうに思われる時代でしたから。今はそういうことがありませんので、

こどもがいなくてもそれほど社会で疎外されることはありませんけれども、ただ逆にこどもを持つことに大変価値が置かれていて、今は人工受精とかいろいろな方法でこどもをつくらうとする人たちがいます。

ブラウ 家族の価値観が、アメリカでは依然として高いと思います。子育ての喜びを教えるような、そういうキャンペーンはないにせよ、低出生率の原因というのは、アメリカだけではなく、ほかに原因があると思われる。それは多分、こどもが欲しくないとか、こどもが愛されていないからではなく、子育ての機会費用、そして実際の費用が問題で、特に女性の場合には自分のキャリアをずっと続けたいという、そういうところに原因があるのではないのでしょうか。

ゴリーニ 私の意見では、イタリアでは、ちょっと分裂していると思います。というのは、調査を行って若い人に聞いてみますと、結婚したい、これはとても大切な制度であると。どんな制度に依存していますかという、結婚と家族と言います。つまりイタリアでは、結婚と家族、家庭というのは第1位にランクづけされています。ただ、一方ではもう1つの極端な考え方もかもしれませんけれども、多くの女性はこどもがいなくて自由だと、あるいはこどもはせいぜい1人でいいという、そういう女性もいると思います。

あまり先のことを考えたくないような、享樂的な社会、そういう社会では、こどもが欲しくないと思うのかもしれませんが、例えばある夫婦の話ですけれども、ゴリーニ先生がラジオで講演をしているのを聞いた、今イタリアの世界はどんどん高齢化していて、私たちはこどもをつくらなくてはいけないよと、そういうふうには話しているカップルがいるのではないかという、そういう冗談があるほどですけれども、冗談はさておき、そういう傾向が強いとは思いません。そんなことはあり得ないと思いますので、これからはもっともってこどもの価値、こども

の重要性、それをこどものコストとともに論じるべきだと思います。こどもの価値についてももっと話すべきだと思います。

勝又 ネイヤーさんは、ご自分の母国オーストリアのことも含めて、ご研究の中からヨーロッパ全体といいますか、非常に難しいと思いますが、そういうこどもを持つことに対する価値観というのは変わってきたというふうに思われますか。

ネイヤー 大変難しいものですが、そういう価値観の調査は残念ながらしていませんけれども、ただ、ドイツ、オーストリアの予測によりますと、これからますますこどもを産まない女性が増えてくると。そうすると、両極化、こどもを持つ女性とこどもを持たない女性が、2つのグループが出てくるのだろうかということを考えます。

ただ、ドイツ、オーストリアでは伝統的に家族というのは大変重要ですが、家族は何なのかと厳密に定義されていないので、とてもロマンチックな考え方、家族はいいことだという、非常に漠然とした考え方しかないのではないかと思います。

ドイツ、オーストリアの政府は、いずれもキャンペーンを展開しています。「ファミリー・ジャーマニー」というのがあって、それは成功していません。オーストリアでは2つ、「アウ・ファミリー」というキャンペーンと、「私たちは小さなこどもがいても日夜働いています」というキャンペーンを展開しましたが、ただ、それに対する反対のキャンペーンが出て、女性たちが、私たちだって働いている、こどもがいなくたって一生懸命に働いているという、そういうキャンペーンが出てきて、そのキャンペーンは数日間消えてしまったと聞いています。もう1つ申し上げたいのですが、もしかしたら女性運動のほうから大きな変化が出てきたのかもしれませんが、60年代の後半から80年代まで、ドイツ語圏では女性運動が、政治的、経済的な権利だけではなく、平等ということを強調してまいりました。女性の運動や政府に対する覚書では、もっと産児休暇を、もっ

と育児休暇を、そして労働条件をもっと改善し、両親がともに仕事と家庭をバランスさせられるように、また、現在非嫡子児であっても、シングルマザーであっても、ちゃんと権利を主張するという、そういうキャンペーンが展開されています。

勝又 私どもこのセミナーをやります前に、パネリストのお話の中に何回か出てまいりましたが、実は2日間にわたる研究者だけの研究会を開いておりました。そこにさまざまな国からご参加いただきまして、先ほど阿藤所長からご紹介がありましたように、さまざまな地域、英語圏とかフランス語圏とか、そういう言葉で分けたような地域で、さまざまな研究をしたことをご発表いただいております。

今回、パネリストにはご参加いただかなかったのですけれども、英語圏の方たち、先ほどパラドックスというお話がありましたけれども、アメリカにしるニュージーランドにしるカナダにしる、英語をしゃべる地域が、比較的出生率が高いということで、そういう話がございます、ブラウさんからもお話があったわけですが、そのことについて、このワークショップで英語圏のことについてご研究されましたニュージーランドのプール先生から、短いご説明をいただくことになっておりますので、イアン・プールさんをお願いしたいと思います。

プール 英語圏諸国に関して、忘れてはならないのは、ヨーロッパ以外が多いということです。ヨーロッパ圏内には2カ国しかありません。そして、アメリカで起きることというのは、もちろん英語圏諸国に一番大きな影響を与える、何とんでも国の大きさが大きいからです。それもお話ししておきたいと思えます。

ブラウさんがおっしゃったとおり、現在の出生率の変化というのは、政策とはほとんど関係ないし、マクロ経済の動向でさえあまり影響を与えていないと思えます。北米、オーストラリア、ニュージーランドにおいては、出生率が大きく変動してきました。かつてからそうです。まず、大不況があって、ベ

ビーブームというのはヨーロッパよりもずっと強烈でしたし、期間もヨーロッパのいくつかの国よりもずっと長く起きました。そして、その中でも変動がかなり激しかったわけです。

そして、70年代後半から80年代に、今度はベビーバストと呼ばれる少子化というのがありました。ヨーロッパほどは下がりませんが、劇的に、ベビーブーム期と比べると出生率が下がったわけです。そのあと、80年代・90年代、アメリカとニュージーランド、そしてオーストラリア、カナダがそれに続く形で、いわゆる「ベビーブームに対するこだま」、エコーというふうにアメリカ人たちが呼んだ出生率の回復があったわけです。

ということは、スペインのカブレさんがおっしゃったとおり、彼女が言っていたメカニズムがそのまま、政策と全然関係ない、経済学とも関係ない、むしろ人口学のタイミングということによって起きてきたということが大きいと思えます。

2つのことがあります。まず、ベビーバストというのが何が起きたかといいますと、こどもを産む若い人が出産を先延ばしという状況になったこと。そして、先延ばししてきた人が、87年・88年、98年・99年というようなときに、先延ばしにしてきて産むようになったということです。ですから、出産先延ばしがそこで一気に終わったと。

もう1つ、ベビーブームのコーホートの人たちが、この先延ばしを起こすような、そういう年齢層に達していたということです。そういう意味で、人口学的に、ある意味では、たくさんの人たちが急激に先延ばしをするというような現象と一致してしまったと。その結果、最近の異常な変動というのが出てきたのだと考えられます。

そこで、その総合的な効果としては、英語圏諸国においては、出生コーホートのサイズが大きく変わるようになりました。低出生率ということを議論するときには、高齢化だけではなくて人口構造の変化ということで、これは政策のあらゆる側面において

とても重要です。われわれは、そういう意味で手本にはなりません。

逆にフランス、最近の上昇と言いましてもごくわずかですけれども、出生率はわれわれの観点から言うと安定しているわけです。しかも、年齢構造が非常に安定化している。この点がとても重要だと思います。つまり、フランスのプランニング、計画のほうは、オーストラリアやニュージーランドよりもずっと容易だと、安定しているから計画しやすいということです。

勝又 「子ども、家族、社会—少子社会の政策選択—」ということで、午前から基調講演と午後はパネルディスカッションを行ってきたわけでございます。ここでいろいろ考えましたことを一言でまとめるのはとても無理でございますけれども、実際のところ私ども、「少子化」というキーワードの中にいろいろな問題を考えなくてはいけないということを教えられたという気がいたします。また、これをやったらばあれをやったらば出生率が上がるというような、そういう1つの処方箋のようなものというのではなく、また、少子化ということを直接的に政策の中で実施したから安定した出生率があるというようなことではない。さまざまな、特に政策的には労働政策、そして家族政策の中でさまざまな形で行われてきたことが、結果として出生率にあらわれているというような国々の実情を聞いたと思います。

日本として、さまざまな議論の中で、これから低出生率のことも、それから低出生率の国々のことも、

それから高出生率の国のことも含めて、われわれがとっていきべき道を模索しなければなりません。きょう話を聞いておりますと、政策的には、こどもに対する政策についても、家族に対する政策についても、まだまだ日本は何もやっていないというような、私の個人的な印象でございます。それは、金額的にもそうだし、さまざまな意味で、政策の選択というものを広げた中で議論がされていないと、そういう感想を私は個人的に持っております。きょういろいろ教えていただいたことを、また今後の研究、そして今後の政策に反映していきますように、私どももいろいろな研究の中でこれを生かしていきたいというふうに思います。

きょうフロアの皆様からご質問を受けることができませんでしたが、受付のほうに、きょう基調講演者がお使いになったOHPとパワーポイントの文章についてのお問い合わせがいくつかございました。これらにつきましては、皆様にご応募いただきましたら、私ども国立社会保障・人口問題研究所のホームページを通じまして、皆様に提供していきたいと思っておりますので、アクセスいただきまして、そこにさまざまな今回を含めました議論を載せておきますので、ご活用いただければと思います。

きょうは長時間にわたりまして、第7回厚生政策セミナー、聴講いただきましてありがとうございました。また、遠くからおいでいただきました基調講演者、パネリストの先生方に、どうぞ拍手をもって感謝の意を表したいと思います。